

# 仕様書

1 件名  
飛行場草刈役務

2 場所  
栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

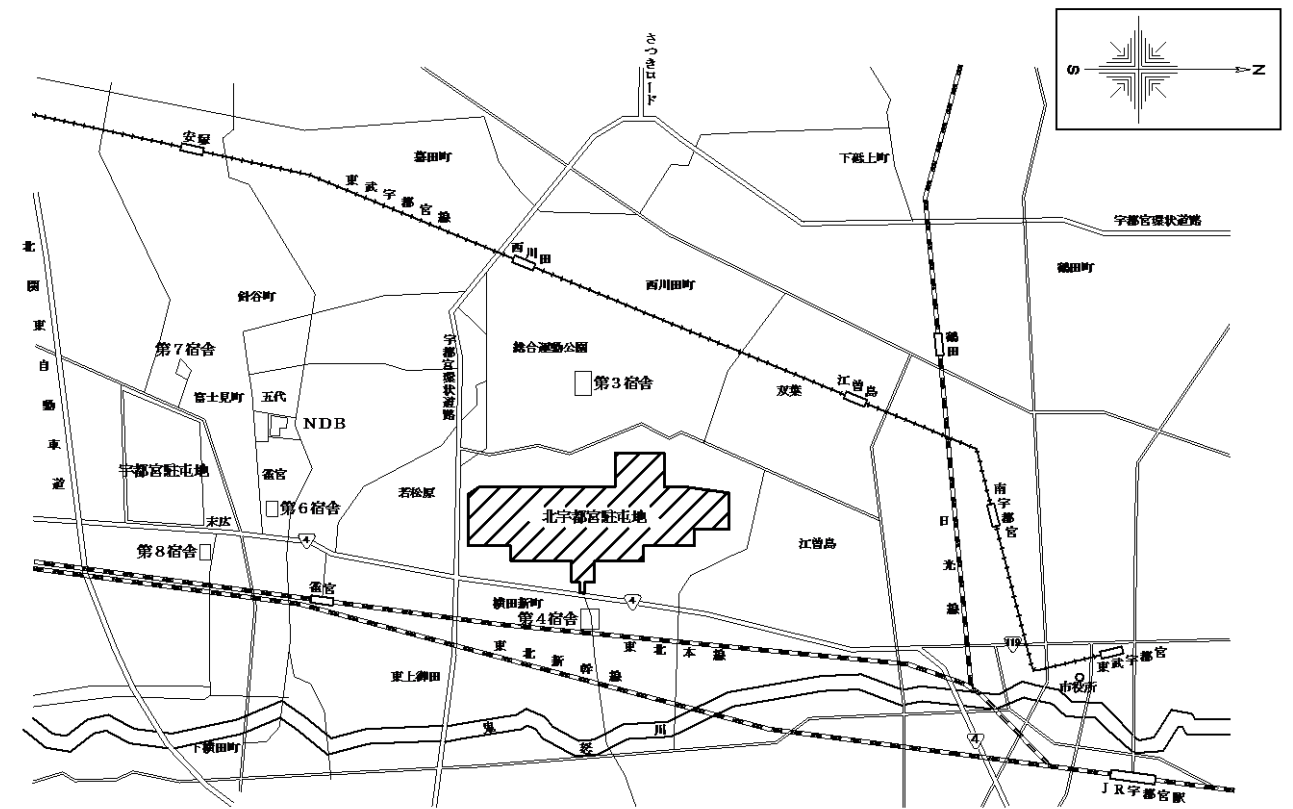
3 作業概要  
北宇都宮駐屯地草刈・運搬  
草刈面積 約50,000㎡ 刈草運搬量 約22t

4 一般事項

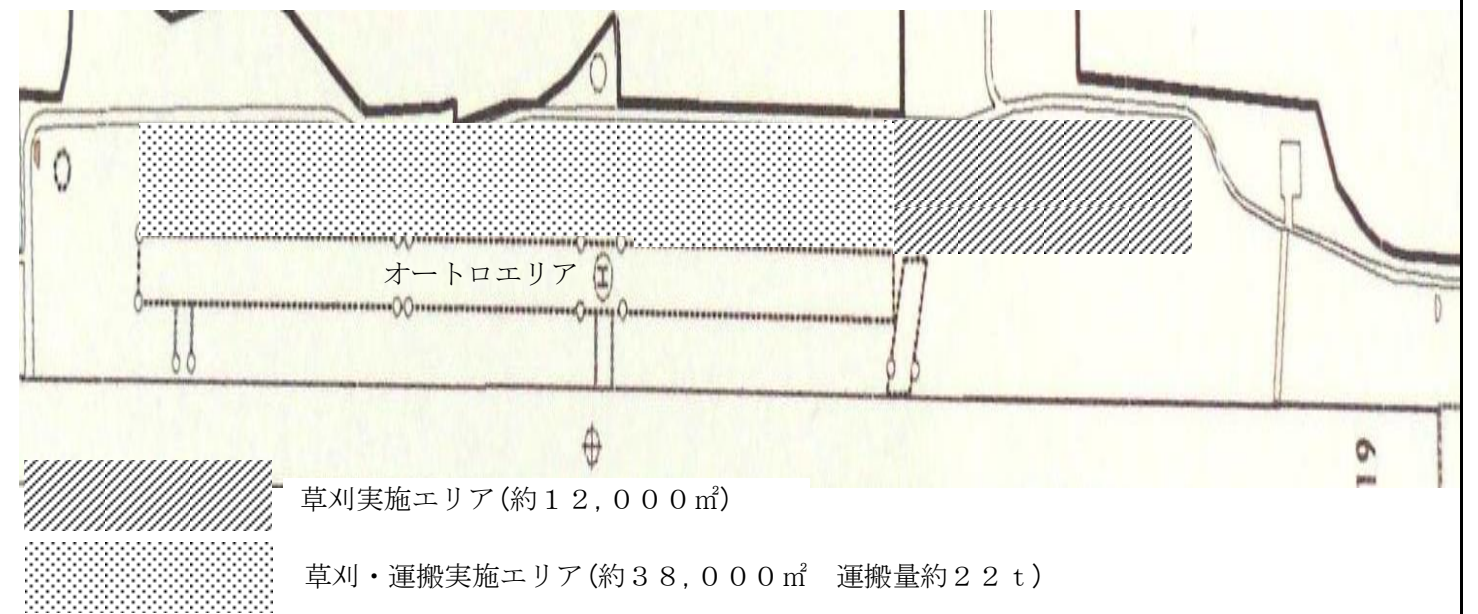
- (1) 本役務は、仕様書及び図面による。
- (2) 本役務において仕様書と現場との内容に相違がある場合、その他疑義が生じた場合は監督官と協議をした上で、その指示に従い実施する。
- (3) 本役務において使用する電気・水等は原則として請負者において準備するものとし、やむを得ず官側の電気・水等を使用する場合は、あらかじめ目的・期間等について監督官と調整し承認を受けた後、メーター等を付けて使用することとし、これらに係る光熱水料等は請負者の負担とする。
- (4) 役務写真は、着手前、主要な作業中、完了後及び完了後に隠蔽となる部分、その他監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳（A4版）等に整理して提出すると共に、フィルムカメラで撮影の場合はネガを、デジタルカメラで撮影の場合はデータを確実に消去し、消去確認書をそれぞれ監督官に提出する。
- (5) 本役務実施にあたり、当然必要と思われる事項は監督官の指示を受け、請負者の責任において実施する。また作業中に在来部分等を損傷または汚損等した場合は、請負者の責任において原状復旧するほか、必要に応じ、それに伴う損害補償を行うものとする。
- (6) 本役務の着手に先立ち、監督官と作業日程等について調整後、作業予定表その他、監督官の指示する書類を作成・提出する。
- (7) 現場管理に当たっては、安全確保を全てに優先し、現場の整理整頓・危害予防及び火災予防等に、十分注意しなければならない。

5 特記事項

- (1) 草刈作業
  - ・フライト実施時はオートロエリア側20m以内には接近しないこと。
  - ・航空機の離発着に支障をきたさない事。
  - ・その他監督官の指示に従う事。
- (2) 実施時期及び範囲  
平成31年3月14日～平成31年3月22日を基準とし細部は監督官と調整する。  
実施範囲及び運搬の細部は監督官と調整する。
- (3) 安全管理事項  
草刈作業時には消火器を携行するものとする。



案内図 S=NS



草刈・運搬箇所明細図 S=NS

件名	飛行場草刈役務				
種別	仕様書				
縮尺	—	作成年月日	平成31年2月 日	図面番号	2/2
陸上自衛隊 航空学校宇都宮校 総務課航空管理班					

